

## 本庄市教育委員会生涯学習課 YouTube 運用方針

### 1 趣旨

本方針は、本庄市教育委員会生涯学習課（以下、「生涯学習課」という。）が、YouTube（ユ－チューブ）を動画掲載媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

### 2 運用主体等

運用主体は生涯学習課とし、運用管理責任者は生涯学習課長とする。アカウントの管理、動画の配信等は生涯学習課が行うものとする。

### 3 アカウント名

アカウント名は「本庄市教育委員会生涯学習課」とする。

### 4 適用範囲

本運用方針は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一般職、特別職の区分にかかわらず、全ての生涯学習課職員、運用を委託された業者等（以下「職員等」という。）に対して適用する。

### 5 対応時間

職員等が投稿を行う時間は、原則として開庁時間内（平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分）とする。ただし、運用管理責任者が必要と判断した場合は、この限りではない。

### 6 運用全般に関する事項

- (1) 職員等が YouTube から動画を配信する場合は、その内容について運用管理責任者の許可を受ける。
- (2) 原則、動画配信のみを行い、動画に対するコメント等について返信は行わない。意見、問い合わせについては、本庄市公式ホームページの「生涯学習課へのお問い合わせ」においてのみ受け付ける。
- (3) YouTube から動画を配信する場合は、本運用方針に基づいて適切な運用を行う。

### 7 配信内容

動画情報を配信することで、多くの利用者へ本庄市の生涯学習事業の魅力を伝え、市政への理解を深めることを目的とし、下記の内容を配信するものとする。

- (1) 生涯学習課の施策・事業に関する映像
- (2) 生涯学習課が主催・共催するイベント映像
- (3) その他、運用管理責任者が許可した映像

## 8 利用に当たっての留意事項

下記の事項に留意して YouTube を利用する。

- (1) 基本的人権、著作権等に関して侵害することのないよう、十分留意しなければならない。
- (2) 発信した情報に対する反応については、誠実かつ冷静に対応するよう努めなければならない。
- (3) 地方公務員法その他の関係法令並びに、市職員の服務に関する規程等を遵守しなければならない。
- (4) 予告なく運用方針の変更や運用の中止をする場合がある。
- (5) 当アカウントの内容について、無断で複製・転用することを禁止する。
- (6) アカウントパスワードを流出した場合、悪用される危険性があることから、厳重な管理を行う。

## 9 禁止事項

YouTube を運用するに当たり、下記の事項に該当する内容の投稿を禁ずる。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反する恐れのある内容
- (2) 公序良俗に反する内容
- (3) 本庄市、他の利用者または第三者を誹謗中傷または権利を侵害する内容
- (4) 政治、選挙、宗教活動またはこれらに類するものを目的とする内容
- (5) 著作権、商標権、肖像権など、市または第三者の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- (6) 広告・宣伝・勧誘・営業活動その他営利を主な目的とする内容
- (7) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容、単なるうわさやうわさを助長させるもの
- (9) わいせつな表現などを含む内容
- (10) 本人の許諾なく個人情報を特定、開示、漏えいするなどのプライバシーを侵害する内容
- (11) 有害なプログラム等
- (12) 当ページに関係のない内容
- (13) その他、運用主体が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

## 10 知的財産権

当ページに掲載している個々の情報（文章・動画・写真・イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等のすべての権利）は、生涯学習課あるいは生涯学習課以外の原作者に帰属する。当ページの内容について、無断で複製・転用することはできない。

### 1 1 違反行為または事故発生時の対応

この運用方針に違反する行為があった場合、あるいは違反行為による事故が発生した場合は、関係法令に準じて対応するものとする。

### 1 2 免責事項

下記の事項の他、当ページに生じた如何なる損害についても生涯学習課は一切の責任を負いません。

- (1) 利用者が当ページの情報を用いて行う一切の行為
- (2) 利用者が当ページを利用したことにより、または利用できなかったことにより被った損害
- (3) 当ページに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害
- (4) 当ページに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害

### 1 3 附則

本運用方針は、令和2年10月29日から施行する。